

【ポスター発表】

**社会福祉士の任用拡大への課題**

—内閣官房「明日の安心」対話集会事務局の見解を受けて—

○ 新潟医療福祉大学 横山豊治 (会員番号3511)

〔キーワード〕 社会福祉士、任用、人材確保

**1. 研究目的**

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定されて四半世紀が経過し、社会福祉士の有資格者数は15万6千人を超えている(2012年4月末現在)が、介護保険施設の介護職に占める介護福祉士の割合に比べると、福祉施設・機関の相談員・指導員職に占める社会福祉士の割合は低く、国家資格にふさわしい任用が進んでいるとはいえない状況が続いている。

福祉施設・機関の職員配置に関する基準や関連制度の現状からみると、地域包括支援センター以外では社会福祉士の配置が義務づけられていないところに検討の余地があるのではないかと考え、必置制の推進に向けた提言を、内閣官房「明日の安心」対話集会事務局に対して行った。その提言に対して当局から得られた回答と、その検討結果を報告する。

**2. 研究の視点および方法**

研究者個人による政策提言の実践例の報告である。政府当局の見解を得た後、その内容を多角的に検討するために、提言と回答を学際的なメンバー構成による研究会で報告し、率直な意見・疑問を聴取するフォーカス・グループ・インタビュー(FGI)を実施した。

政策提言は、内閣府と厚生労働省が「社会保障と税の一体改革」を推進するために国民にその趣旨を説明し、幅広く意見や質問を聴く目的で『「明日の安心」対話集会』を新潟市で開催する際に、その参加申込者に対して募集された質問に応募する形で、内閣官房内の事務局に電子メールで提出したものであり、その回答も電子メールで得たものである。

FGIは、生活保障のあり方への関心を共有する者が2011年より新潟市内で定期的に開催している研究会の場で行い、2012年6月2日の例会参加者計6名(社会福祉士、社会保障法研究者、放射線科学研究者、精神看護学研究者、市民団体代表、元自治体職員)に対して実施した。

- ①2012年4月24日 内閣官房「明日の安心」対話集会事務局に質問メール送信
- ②2012年4月28日 内閣官房主催『「明日の安心」対話集会 in 新潟』開催
- ③2012年5月21日 内閣官房「明日の安心」対話集会事務局より回答メール受信
- ④2012年6月2日 FGI実施(報告40分・意見聴取50分)

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会「研究倫理指針」に基づき配慮した。FGIにおいて聴取された発言は、報告者の報告に対して自由な発言や論議が保障される場として合意され、それを目的に、事前に報告要旨の告知を受けた会員が任意で参加する研究会において行われたものだが、得られた結果の表記については発言者個人が特定できないよう留意した。

#### 4. 研究結果

- 1) 【社会福祉士の配置状況】全国 1,242 カ所の福祉事務所の現業員のうち 4.9%、査察指導員のうち 3.2% (2009年10月1日現在. 厚生労働省)。特別養護老人ホームの生活相談員 7,665 人中 2,375 人 : 31.0% (介護職員のうち介護福祉士 : 153,328 人中 84,225 人 : 54.9%)、介護老人保健施設の支援相談員 5,525 人中 2,285 人 : 41.4% (介護職員のうち介護福祉士 : 92,164 人中 54,813 人 : 59.5%) (2010年10月1日現在. 厚生労働省. データはいずれも常勤職員)。
- 2) 【内閣官房「明日の安心」対話集會事務局への質問】

社会福祉専門職の国家資格である社会福祉士を、社会福祉の行政機関や公私の福祉施設に必置制とするような積極的な任用を推進すべきと考えるが、現行では地域包括支援センターにしか配置が義務づけられていない。児童相談所や福祉事務所、特別養護老人ホーム等にも半世紀以上前から形式的な社会福祉主事任用制度に替えて、社会福祉士を必置制にする計画はないか？

- 3) 【内閣官房「明日の安心」対話集會事務局からの回答 (主要部分を抜粋)】

福祉行政や福祉施設に、社会福祉士に限って配置を義務づけることは、都道府県等での人材確保等の観点から困難な問題がありますが、これまで社会福祉士の活躍の場を拡大してきた結果を十分に評価した上で、検討すべきと考えています。

- 4) 【回答 (下線部) への批判的考察】

2008年の全国調査で社会福祉士の15.2%が「福祉・介護以外の分野」で就労しており、2012年4月末時点の有資格者数に当てはめると約23,800人に上る。<sup>1)</sup> また、卒業生全員が社会福祉士国家試験受験資格を取得できる本学社会福祉学部の例を挙げれば、2011年度卒業生(150人)のうち、非正規雇用での就職者が約3割(43人)もいる。福祉分野での有資格者の位置づけが確立すれば、正規雇用の増加につながると考えられる。福祉施設の職員配置基準に保健・医療の資格者である栄養士、看護師の配置は義務づけられていながら、社会福祉の国家資格者が必置となっていない状況を見直すべきである。

- 4) 【フォーカス・グループからの意見 (順不同)】

①社会福祉主事任用資格の制度を見直すべき②養成課程をもつ多くの大学がありながら、国試合格率が3割未満というのは、名称独占に留まっているからでは③職能団体が政策提案や予算要求を積極的に行うべき④社会福祉士の職場や仕事が多岐にわたるため、職業像がわかりにくい⑤精神保健福祉士の方が専門分野での配置が進んでいる⑥日本の社会でソーシャルワーカーの職業的専門性をどこまで明確化できるか疑問がある

#### 5. 考察

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法改正時の衆議院附帯決議に、社会福祉士の福祉事務所への登用と社会福祉施設の生活相談員等への任用の促進が含まれていた。社会福祉士の職能団体や養成教育団体にはその実現を促すソーシャルアクションが望まれるが、同時に有資格者の有用性を社会的に示していけるようなエビデンスの集積が社会福祉学研究には求められているといえる。

注：1) (財) 社会福祉振興・試験センター「介護福祉士等現況把握調査」2008年